

令和 7・8 年度一般競争（指名競争）参加資格審査 申請書類作成要領

- 1 この申請は、法務省が発注する次の業務を対象とする。
 - (1) 測量
 - (2) 建築関係建設コンサルタント業務
 - (3) 地質調査業務
- 2 当省では、審査事務を一元的に行うので、申請書類は「法務省大臣官房施設課長」に提出すれば足りる。
- 3 申請書類の記載事項の基準日は、申請しようとする日の直前の営業年度の終了日（ただし、「営業所一覧表」については申請日現在）とする。
- 4 申請書類に用いる文字は J I S 第一水準及び第二水準に規定されているものに限る。それ以外の漢字については、類似漢字又は仮名に書き換えること。
- 5 「入力フォーム」に必要事項を記載し、「PDF 出力」シートにある「PDF 出力」ボタンをクリックすると、自動的に申請書の各様式及び QR コードが作成されることから、「入力フォーム」へ記載した内容に誤りがないか必ず確認すること。
- 6 入力フォーム入力に当たっての留意事項について
 - (1) 「測量・建設コンサルタント等申請書類」シートの入力について
 - ア 代理人による申請の有無について
行政書士等の代理人により申請を行う場合にのみ入力すること。該当がない場合は空欄とすること。
 - (ア) 郵便番号欄は、－（半角ハイフン）で区切った 8 桁の半角数字で記載すること。
 - (イ) 住所欄は、丁目や番地を－（全角ハイフン）により省略して、全角で記載すること。
 - (ウ) 電話番号の市外局番、市内局番及び番号は、－（半角ハイフン）で区切った半角数字で記載すること。
 - エ 委任状について
業種欄は、今回の申請において希望する業種（「測量」、「建築関係建設コンサルタント業務」、「地質調査業務」）を記載すること。
 - イ 申請者（本店）の情報について
 - (ア) 新規又は更新欄は、該当する申請区分を選択すること。
なお、当省に対して過去に何度か申請したことがあっても、前回の申請を行っていない場合には、（新規）を選択すること。
 - (イ) 適格組合証明欄は、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和 41 年法律第 97 号）第 2 条第 1 項第 4 号に該当する組合について、経済産業局長又は沖縄総合事務局長が発行する官公需適格組合証明書の取得年月日及び番号を記載すること。
 - (ウ) 法人番号欄は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 58 条第 1 項又は第 2 項の規定により法人番号の指定を受けた者について、国税庁長官から通知された 13 桁の法人番号を記載すること。
登記事項証明書に記載されている 12 桁の会社法人等番号ではないため、留意すること。法人番号が不明な場合は、国税庁の法人番号公表サイトで検索することができ

る。

なお、法人番号が指定されていない者（個人事業者、共同企業体等）は、空欄とする。

(エ) 郵便番号欄は、上記 6 (1) ア (ア) と同じ。

(オ) 本社（店）住所欄は、上記 6 (1) ア (イ) と同じ。

(カ) 商号又は名称欄は、株式会社等、法人の種類を表わす文字を下表の略号（カッコは全角）を用いて記載すること。

種類	株式会社	有限会社	合資会社	合名会社	協同組合	協業組合	企業組合	合同会社	有限責任事業組合	
略号	(株)	(有)	(資)	(名)	(同)	(業)	(企)	(合)	(責)	
種類	一般財団法人		一般社団法人		公益財団法人		公益社団法人		特例財団法人	特例社団法人
略号	(一財)		(一社)		(公財)		(公社)		(特財)	(特社)

(キ) 本社（店）電話番号欄は、6 (1) ア (ウ) と同じ（担当者電話番号欄も同じ）。

なお、携帯電話番号を入力する際は、どちらかの半角ハイフンを省略して記載すること。

(ク) メールアドレス欄は、当省からの種々の連絡に対応可能なアドレスを正確に記載すること。

ここで入力したメールアドレス宛てに資格決定通知書（PDF 形式）を送信する。

代理申請の場合も、申請者本人（申請者たる法人等の申請関係事務担当者）のメールアドレスを記載すること。

なお、メールアドレスを有しない場合は、空白とすること。

(ケ) 本社（店）FAX 番号欄は、6 (1) ア (ウ) と同じ。なお、同番号を有しない場合は空欄とすること。

(コ) 登録を受けている事業欄は、次の区分に従いそれぞれに該当する場合に記載すること。

- 測量業者・・・・・・・・測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 55 条による登録を受けている場合。
- 建築士事務所・・・・・・・・建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条による登録を受けている場合。
- 建設コンサルタント・・建設コンサルタント登録規程（昭和 52 年建設省告示第 717 号）第 2 条による登録を受けている場合。
- 地質調査業者・・・・・・・・地質調査業者登録規程（昭和 52 年建設省告示第 718 号）第 2 条による登録を受けている場合。
- 補償コンサルタント・・補償コンサルタント登録規程（昭和 59 年建設省告示 1341 号）第 2 条による登録を受けている場合。
- 不動産鑑定業者・・・・・・・・不動産の鑑定評価に関する法律（昭和 38 年法律第 152 号）第 22 条による登録を受けている場合。
- 土地家屋調査士・・・・・・・・土地家屋調査士法（昭和 25 年法律第 228 号）第 8 条による登録を受けている場合（土地家屋調査士が 2 人以上所属しているときは、1 人のみについて記載する。）。
- 司法書士・・・・・・・・司法書士法（昭和 25 年法律第 197 号）第 8 条による登録を受けている場合。
- 計量証明事業者・・・・・・・・計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 107 条による登録を受

けている場合。

○ その他の登録等を受けている場合は、登録事業名等が空白の欄に記載すること。

- (サ) みなし大企業欄は、中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する中小企業のうち、発行済株式の総数又は出資金額の総額の 2 分の 1 以上を同一の大企業が所有している中小企業、発行済株式の総数又は出資金額の総額の 3 分の 2 以上を大企業が所有している中小企業、大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の 2 分の 1 以上を占めている中小企業のいずれかに該当する中小企業（みなし大企業）は、「下記のいずれかに該当する」を選択し、上記に該当しない場合は「該当しない」を選択すること。
- (シ) 測量等実績高欄は、「直前 2 年度分決算」、「直前 1 年度分決算」及び「直前 2 か年間の年間平均実績高」の各欄に、競争参加資格希望業種ごとに実績高を記載すること（決算が 1 事業年度 1 回の場合には、「直前 2 年度分決算」及び「直前 1 年度分決算」の各欄のうち右欄のみに記載すること。）。
- なお、「直前 1 年度分決算」とは審査基準日において確定した決算を含む過去 1 年間の決算を、「直前 2 年度分決算」とは直前 1 年度分決算の前の 1 年間の決算を、「直前 2 か年間の年間平均実績高」とは両決算に基づき算定した年間平均実績高をそれぞれいう。
- また、個人企業から会社組織に移行した場合、他の企業を吸収した場合等にあつては、移行前の企業体、吸収前の企業体等の実績（ただし、申請者が行っている事業に係るものに限る。）を含めた実績を記載すること。
- (ス) 建設コンサルタント及び補償コンサルタント登録業者の登録部門欄は、建設コンサルタント登録規程及び補償コンサルタント登録規程に基づいて登録を受けている部門について選択すること。

ウ 申請者（本店）の経営状況の情報について

- (ア) 自己資本額欄の株主資本欄には、法人にあつては払込済資本金に新株式申込証拠金、資本剰余金、利益剰余金、自己株式申込証拠金を加え自己株式を減じた額を、組合にあつては組合の基本財産と組合員の払込資本金に利益剰余金を加えた額の合計額を記載すること。
- なお、個人にあつては、純資産合計（期首資本金＋事業主利益＋事業主借勘定－事業主貸勘定）の額「個人」欄に記載すること。
- 併せて、株主資本の上段（うち資本金）内には、払込資本金の額を内数で記載すること。
- 外資系企業の場合には、上段（うち外国資本）内に外国資本の額を内数で記載すること。
- (イ) 評価・換算差額等欄には、その他有価証券評価差額金、繰延ヘッジ損益、土地再評価差額金があった場合には、その合計の額を記載すること。
- (ウ) 新株予約権欄は、新株予約権があった場合には、その額を記載すること。
- (エ) 株式引受権欄は、株式引受権があった場合には、その額を記載すること。
- (オ) 損益計算書の税引前当期利益欄は、直前 1 年度分決算によって記載すること。
- (カ) 貸借対照表の「流動資産」、「流動負債」、「固定資産」及び「総資本額」の各欄は、直前 1 年度分決算によって記載すること。
- (キ) 経営比率の「総資本純利益率」、「流動比率」及び「自己資本固定比率」の各欄は、それぞれ小数点以下第二位の数値を四捨五入して小数点以下第一位までの数値が記載されているか確認すること。
- (ク) 外資状況欄は、外資系企業（日本国籍会社を含む。）の場合に、該当する項目（1、2 又は 3 のいずれか）の国名欄に外国名を、会社区分の番号が 3 の場合には外資比率欄に当該国の資本の比率をそれぞれ記載すること。

なお、「2 日本国籍会社（100%）」とは100パーセント外国資本の会社を、「3 日本国籍会社」とは一部外国資本の会社をそれぞれいう。

- (け) 営業年数等欄は、営業年数（1年未満切り捨て）を半角数字で記載すること。

なお、官公需適格組合で総合点数の算定等の特例扱いを希望する場合は組合及び審査対象者の「営業年数」の平均（1年未満切り捨て）を記載すること。

エ 職員数等の情報について

常勤職員の数の「① 技術職員」及び「② 事務職員」の各欄には、基準日の前日において常時雇用している従業員のうち専ら測量・建設コンサルタント等業務に従事している職員の数を、「③ その他の職員」欄には、それ以外の職員の数を記載すること。

なお、法人における常勤役員、個人における事業主については、その勤務実態により①から③までのいずれかの数に含めて記載すること。

「④ 計」欄には、①から③までの合計を記載し、「⑤ 役員等」欄には、「④ 計」欄の内数である法人の常勤役員又は個人事業主の数を記載すること。

また、本項における「常時雇用」及び「常勤」とは、申請者に従事し、かつ客観的な判断事項（定期・定額給与の支払対象者、社会保険料の納付対象者であること等）を有することをいう。

- (2) 「測量等実績調書」シートの入力について

シート末尾の記載要領に従って記載すること。

業種区分が複数ある場合は、「ページ追加」ボタンをクリックして追加されるページに新たな業種区分を記載の上、必要事項を記載すること。なお、行が不足した場合は、「行追加」ボタンをクリックして追加される行に入力すること。

- (3) 「技術者経歴書」シートの入力について

シート末尾の記載要領に従って記載すること。

業種区分が複数ある場合は、「ページ追加」ボタンをクリックして追加されるページに新たな業種区分を記載の上、必要事項を記載すること。なお、行が不足した場合は、「行追加」ボタンをクリックして追加される行に入力すること。

- (4) 「営業所一覧の情報」シートの入力について

シート末尾にある記載要領に従って記載すること。

行が不足した場合は、「行追加」ボタンをクリックして追加される行に入力すること。

- (5) 「競争参加資格希望業種に応じた希望地域」入力シートについて

シート末尾にある記載要領に従って記載すること。

プルダウンから、「A」又は「B」を選択すること（希望しない場合は空欄）。

- (6) 「調査票」シートの入力について

シートに記載されている①及び②の内容を確認の上、プルダウンから選択又は記載すること。

②については、行が不足した場合は、「行追加」ボタンをクリックして追加される行に入力すること。

- (7) 「業態調書」シートの入力について

シート末尾にある記載要領に従って記載すること。参加希望業種ごとの希望地域は、プルダウンから選択すること。

- (8) 調査票及び業態調書（アンケート用）の提出について

これら2つの申請書類については、参加希望業種が「建築関係建設コンサルタント業務」の登録を希望する社のみ提出すること。

7 入力フォームで作成されないその他添付書類等について

- (1) 登記事項証明書又は身元証明書等について

登記事項証明書とは、商業登記法（昭和38年法律第125号）第6条第5号から第9号ま

でに規定する株式会社登記簿等に記録されている事項を証明した書面（同法第10条に規定する書面をいう。）をいい、法人たる申請者が提出すること（証明年月日が申請日から3か月以内のものに限る。）。

また、身元証明書とは、申請者の本籍地を管轄する市区町村が発行し、同人が破産者で復権を得ない者でないことについての証明書（身分証明書）をいい、法人でない申請者（個人事業主）が提出すること。

さらに、未成年者、被保佐人又は被補助人である場合には、本申請のために必要な同意を得ていることを証する書面を提出すること（証明年月日が申請日から6か月以内のものに限る。）。

(2) 登録証明等について

6(1)イ(ロ)に掲げた各登録等についての登録官署が発行する証明書をいう（測量業者登録証明書、建築士事務所登録証明書、不動産鑑定業者であることを証する書面については、証明年月日が申請日から3か月以内のものに限る。その他の登録等についての証明書については、証明年月日が申請日から6か月以内のものに限る。）。

なお、競争への参加を希望しない業種に係るものは提出を要しない。

(3) 財務諸表について

申請者が自ら作成している直前1年間の事業年度分に係る貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表（個人にあっては、これらに類する書類）をいう。

(4) 建設コンサルタント登録規程第7条、地質調査業者登録規程第7条又は補償コンサルタント登録規程第7条による現況報告書を国土交通大臣に提出し、その確認印を受けた現況報告書の副本の写しを提出した者であって、競争参加資格希望業種が各登録規程に定める登録部門の範囲内である場合には、上記6(2)から(4)まで並びに7(1)及び(3)の書類の添付を省略することができる。

(5) 納税証明書について

直前1年間における法人税又は所得税、消費税及び地方消費税の納入状況についての税務官署が発行する証明書で、国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）別紙第9号書式その3又はその3の2若しくはその3の3のことをいう（証明年月日が申請書提出時から3か月以内のものに限る。9の項参照。）

様式	証明の内容	個人	法人
国税通則法施行規則別紙第9号書式その3	未納の税額（申告所得税及び復興特別所得税（個人の場合）、法人税（法人の場合）、消費税及び地方消費税）のないことの証明書	○	○
国税通則法施行規則別紙第9号書式その3の2	「申告所得税及び復興特別所得税」「消費税及び地方消費税」について未納の税額のないことの証明書	◎	
国税通則法施行規則別紙第9号書式その3の3	「法人税」「消費税及び地方消費税」について未納の税額のないことの証明書		◎

注1 できる限り「◎」の付いた証明書を提出すること。

注2 「○」の様式を使用する場合に、証明の対象となる税の種類が異なる（不足する）場合には、受け付けることができない。

注3 納税証明書の証明内容は、必ず、「・・・未納の税額はありません。」という内容が記載されていること。

注4 納付すべき租税が更生債権又は再生債権となり、更生計画又は再生計画が認可されていないため納付することができず、納税証明書の写しを提出することができない場合又は納税額について係争中のため、当該係争部分に係る納税証明書の写しを提出することができない場合（係争部分以外の租税については納税証明書の写しを提出していることが必要）は、それぞれ租税の納付ができないことを示す書類又は納税額について係争中であることを示す書類を提出すること。

(6) 返信用封筒（メールアドレスがない場合のみ）

メールアドレスを有しない場合（上記6(1)イ(ク)で入力フォームに記載することとしているメールアドレスを記載することができない場合）は、返信用封筒（長形3号又は角形4号）に資格決定通知書の送付先（代理人は不可）の郵便番号、住所及び宛名を記載し、110円切手（長形3号の場合）又は140円切手（角形4号の場合）を貼付すること。

なお、入力フォームの所定の欄にメールアドレスを記載した場合は提出不要である。

おって、受付証等の発行はしていない。

8 QRコードの取扱いについて

QRコードは当省が管理するシステムに申請情報を読み込むために必要なものであり、申請書類等を郵送又は持参する場合において、QRコード印字部分に折り目がつくと、バーコードリーダーにより読み込むことができなくなることがあるため、QRコード印字部分に折り目が付かないように留意すること。

なお、提出されたQRコードが読み込めない場合は、再度の提出を依頼することとなる。

9 証明書類の写しによる代用

添付書類のうち官公署が行った証明書類については、写真機又は複写機等を使用して機械的な方法により複写したものであり、ほぼ原寸大、かつ、鮮明に複写したものに限り、写しにより提出して差し支えない。

10 外国事業者が申請する場合の提出書類等

(1) 「測量・建設コンサルタント等申請書類」シートのイ申請者（本店）の情報における本社（店）住所欄には、本社（店）の所在する国名及び所在地名を記載する。

なお、日本国内に連絡場所がある場合には、その所在地を続けて記載すること。

(2) 商号又は名称欄については、株式会社等の法人の種類を表わす漢字が商号にない場合には、略号の記載を要しない。

(3) 提出する書類等について、外国語で記載された事項については、日本語の訳文を添付すること。

(4) 申請書類の金額表示は、邦貨に換算する必要がある場合には、基準日における出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により換算して得た額を記載すること。

11 参加できる競争契約の範囲

この申請によって登録された場合に参加できる競争契約の範囲は、建設工事に関する設計、監理、調査等及び測量に係る契約のうち登録業種に係るものである。

12 資格決定通知後に登録内容に変更があった場合の届出

下記(1)の届出事項に変更があった場合には、「競争契約参加資格審査申請書変更届」を電子メール、郵送又は持参により法務省大臣官房施設課経理係へ提出し、下記(1)アからエまでの届出事項の変更の場合は、下記(2)の添付書類を併せて提出すること。

また、(1)カの営業所の追加等及び競争参加を希望する地域の変更等があった場合は、添付

書類として、営業所一覧表（様式４）及び業態調書（様式５）を併せて提出すること。

なお、個人企業から会社組織に移行した場合、変更の届出ではなく、新規登録と同じ申請手続を要する。

(1) 届出事項

- ア 本社（店）住所
 - イ 商号又は名称
 - ウ 法人である場合は代表者氏名、個人である場合にはその者の氏名
 - エ 許可・登録等の状況
 - オ 電話番号、FAX 番号、メールアドレス
 - カ 営業所の名称、所在地及び電話番号
- 注 営業所の新設又は廃止を含む。

(2) 添付書類

- ア 法人の本社（店）住所、商号又は名称及び代表者に係る変更の場合は、登記事項証明書（履歴事項全部証明書など変更前及び変更後の事項が確認できるもの）の写し
- イ 個人の住所及び氏名に係る変更の場合は、住所については住民票の写し、氏名については戸籍謄本（又は抄本）の写し
- ウ 許可・登録等の状況に係る変更の場合は、許可・登録等の証明書の写し